

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年9月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500031号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年8月29日から平成23年10月1日まで

請求期間にA社にアルバイトで勤務しており、社会保険に加入していたが、当該期間の厚生年金保険の記録がない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金取引明細表(写)、雇用保険の加入記録及び請求者が名前を挙げた元上司の回答により、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料(平成18年8月分から平成23年9月分まで)を請求者に支払った給与から控除したか否か不明と回答している上、請求者は、給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、給与体系について、千円前後の時給制だったと陳述しているところ、請求者から提出された預金取引明細表(写)によると、請求期間中の平成18年9月15日から平成23年9月15日まで、A社より、請求者へ毎月15日前後に月額10万円前後の給与が振り込まれていることが確認できるが、勤務日数、勤務時間、時給などが不明のため、給与の総支給額を算出することができず、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたか検証することができない。

さらに、C公共職業安定所の回答によると、請求者のA社の資格取得時における雇用保険の被保険者区分は、短時間労働被保険者であったことが確認できるところ、先述の元上司は、請求者の雇用形態はアルバイトで、通常のフルタイムのアルバイトの者より勤務時間は短く、出勤日数も少なかった記憶があり、社会保険は未加入の可能性がある旨回答している。

加えて、請求期間当時、A社が加入していたD健康保険組合は、請求者の当該組合における

加入履歴はないと回答している上、E市F課の回答によると、請求者は、平成18年1月16日に国民健康保険の被保険者資格を取得し、平成24年1月2日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険オンラインシステムによると、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者の中に請求者の氏名はなく、同システムによる氏名検索を行ったが、請求者が当該期間において厚生年金保険の被保険者となっていたことを確認できる記録はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録の訂正を認めることはできない。